

奈良県医療的ケア児等在宅レスパイト (一時預かり) 事業のご案内

奈良県医療的ケア児等在宅レスパイト(一時預かり) 事業とは？

在宅生活を送る重症心身障害児等・医療的ケア児等のご家族のレスパイトの確保や介護負担の軽減を図ることを目的として、普段利用されている訪問看護ステーションの方に見守りを行ってもらう事業です。

※令和7年度は医療型短期入所などの社会資源の少ない県南部地域において、モデル的に実施しています。

本事業は、奈良県が事務局を奈良県看護協会に委託し、実施しています。事業に関する問合せ・ご相談は下記までご連絡ください。

奈良県医療的ケア児等在宅レスパイト(一時預かり) 事業事務局

TEL：0744-25-4014 平日(年末年始(12月29日～1月3日)を除く)の午前9時から午後4時まで

本事業の対象者

(1) ～ (4) の全ての要件に該当する方が利用の対象となります。

(1) 0歳～39歳までの医療的ケア児等であること

* 医師の指示書により医療的ケアを必要としていると判断できる必要があります

(2) 県南部地域(五條市及び吉野郡)に居住していること

* 利用している訪問看護ステーションが南部地域に所在している必要はありません

* 住民票が五條市及び吉野郡にない場合でも、五條市及び吉野郡の居所で訪問看護の提供を受けている場合は利用可能です。

(3) 在宅で同居の家族による介護を受けて生活していること

(4) 訪問看護ステーションを利用していること

訪問看護ステーションをお探しの方は、ご自身の相談支援専門員、または奈良県重症心身障害児者支援センター(TEL:080-7042-9539)へご相談ください。

利用時間及び利用料金について

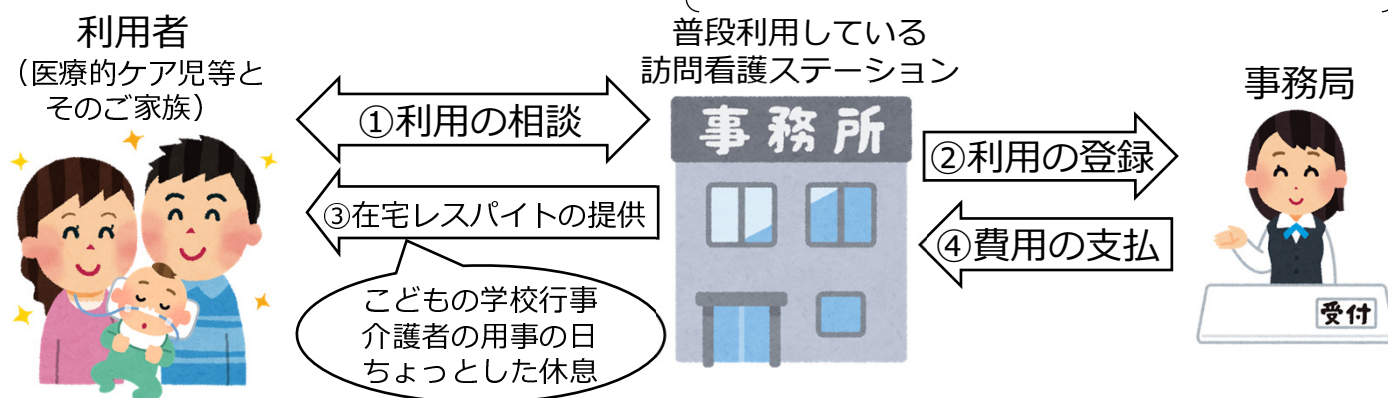
利用は30分単位で、利用料金の利用者負担はありません。(ただし、衛生物品等の実費相当分、交通費は除く)

訪問看護ステーションへは見守りに要した費用として30分あたり4,500円をお支払いします。

一人あたりの年間利用時間の目安は20時間程度ですが、他の利用者の申込状況により、個別に利用上限時間を設定します。

在宅レスパイトの利用イメージ

〔実際の利用までの手続きについては、裏面「利用の流れ」をご確認ください。〕



利用の流れ

① 利用者と普段利用している訪問看護ステーションで相談

利用者と訪問看護ステーションで相談し、訪問看護ステーションから事務局へ利用登録を行ってください。郵送での提出が必要です。

※必要な書類：奈良県医療的ケア児等在宅レスパイト（一時預かり）事業利用登録申請書、医師の訪問看護指示書（有効期限内のもの）の写し、訪問看護計画の写し、利用条件同意書

② 利用登録の決定通知を受け取る

事務局より訪問看護ステーションへ利用登録の可否、利用上限時間が通知されます。

③ 利用日の調整

利用者と訪問看護ステーションで利用日時等を調整し、在宅レスパイトを実施してください。

※利用日を事前に事務局へ報告する必要はありませんが、決定通知で示された利用上限時間を超えないよう注意してください。

④ 訪問看護ステーションから事務局への報告・費用の請求

訪問看護ステーションは、在宅レスパイトの提供を行った日の翌月15日までに請求書とあわせて、前月分の実績を事務局へ報告を行ってください。在宅レスパイトの提供を行わなかった場合、報告の必要はありません。

※必要な書類：奈良県医療的ケア児等在宅レスパイト（一時預かり）事業請求書、奈良県医療的ケア児等在宅レスパイト(一時預かり)事業利用実績一覧票(総括票)、奈良県医療的ケア児等在宅レスパイト(一時預かり)事業利用実績一覧票(個人票)、訪問看護実績報告書の写し、訪問看護記録Ⅱの写し

利用登録申込書等について

本事業を利用するにあたり必要な様式は、県障害福祉課のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.nara.jp/68777.htm>



利用にあたっての注意事項

- ・利用上限時間を超えないよう利用時間の管理を行ってください。利用上限時間を超えた場合、費用の請求はできません。
- ・医療保険上の訪問看護などの他の制度と重複した利用がないように注意してください。
- ・利用者及び訪問看護ステーションともに、利用条件同意書に記載の内容をよく読み、ご承知のうえ、利用登録を行ってください。